平成２９年（フ）第４３５５号
大阪府大東市諸福６丁目11番19号　鴻和ハイツ201号、前住所長野県駒ヶ根市上穂栄町18番５号
債務者　榎本　明仁
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４３５号
大阪府茨木市学園町３番１―1202号
債務者　鬼塚　嘉明（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５１９号
大阪市東淀川区西淡路５丁目10番６―601号、前住所大阪市都島区内代町３丁目10番７号ラウンド・ツゥ内代　501号
債務者　松井　律子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５６８号
大阪府高槻市富田町５丁目26番28号
債務者　小林　真悟
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５８３号
大阪府箕面市粟生間谷西３丁目７番８号（６号）
債務者　岸本由美こと　ＫＩＳＨＩＭＯＴＯ　ＮＵＫＥＤ
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５９２号
大阪府枚方市上島町４番11―105号、前住所大阪府枚方市樋之上町２番６号
債務者　井上　敏夫
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４９号
香川県高松市国分寺町国分785番地１　プラザアンジェロ501、申立時の住所香川県高松市牟礼町大町407番地16
債務者　武田　宏美（旧姓高本）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４０３号
熊本市西区新土河原１丁目９番23号　メゾンド・マツモト302号
債務者　境　　邦子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３８８号
熊本市中央区坪井２丁目１番19号　坂本ビル202号室、前住所熊本市北区清水万石４丁目８番16―503号
債務者　家入　　丈
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８５８号
千葉県習志野市本大久保４丁目10番５号
債務者　吉田　美沙
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８８２号
千葉県市川市曽谷７丁目４番14号
債務者　長谷川　清
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９１０号
千葉市中央区葛城２丁目６番22号
債務者　田島　澄江
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９２０号
千葉県浦安市堀江４丁目32番22―205号　Ｍ＆Ｃ　レジデンス
債務者　岡田　裕二
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９３７号
千葉県市原市君塚５丁目19番地２　ファーストシティ君塚Ｂ―202
債務者　森　富貴子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９６９号
千葉市中央区浜野町397番地18　アクアガーデンⅡ202号
債務者　松崎奈都子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１００５号
千葉県船橋市薬円台１丁目19番４―302号
債務者　髙梨　和枝（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係